

報告第 15 号

臨時代理した事件（名張市社会教育委員の任命及び解任）の承認について

名張市社会教育委員設置に関する条例（昭和30年条例第11号）第2条の規定に基づく名張市社会教育委員の任命及び解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7年 5月 2日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市社会教育委員 委員名簿

委嘱・任命期間：令和6年6月10日～令和8年6月9日

(令和7年4月1日現在)

委 員 一 覧					解嘱・解任	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1	—	西岡 俊充	校長会代表 (すずらん台小学校長)	令和7年4月1日	中矢 佳代	校長会代表 (薦原小学校長)
2	—	福島 良和	校長会代表 (名張中学校長)	令和7年4月1日	宮崎 慎治	校長会代表 (百合が丘小学校長)
3	—	斉藤 健	体育団体代表 (名張市スポーツ協会)	平成18年6月10日		
4	—	北森 のぶ	P T A代表 (名張市P T A連合会)	令和6年6月10日		
5	—	耕野 一仁	文化団体代表 (名張文化協会)	平成25年5月1日		
6	—	佐藤 栄子	生涯学習推進協議会 代表 (比奈知市民センター長)	令和6年6月10日		
7	—	大垣 孝彦	地域づくり組織代表 (桔梗が丘自治連合協議会)	令和6年6月10日		
8	—	須曾野 仁志	三重大学教育学部教授	平成24年6月21日		
9	—	萩原 浩司	皇學館大学文学部国文学科准教授	令和6年6月10日		
10	—	増岡 孝則	社会教育経験者	平成24年6月10日		
11	—	豊岡 千代子	家庭教育経験者	平成31年4月1日		
12	—	椿原 礼子	家庭教育経験者	平成31年4月1日		

○社会教育法

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

第十九条 削除

○名張市社会教育委員設置に関する条例

昭和30年3月1日
条例第11号

改正 平成12年3月29日条例第1号

平成14年3月25日条例第21号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項に基づき名張市に社会教育委員を置く。

(委嘱)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(定数及び任期)

第3条 委員の定数は、27名以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任する。
3 委員を辞任するときは、教育委員会の承認を経なければならない。
4 補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会は、委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 社会教育委員の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会と臨時会とする。
3 定例会は、毎月1回これを招集する。

第6条 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(費用弁償)

第7条 社会教育委員会の費用弁償及びその他の支給については、予算の範囲内において教育委員会がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第21号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。